

令和8年度「しまくとらば」イベント開催等事業委託業務 企画提案応募要領

本企画提案公募は、令和8年度の国からの交付金の交付決定を前提とした公募であり、交付決定後に効力を生じる事業である。

ついては、国からの交付金の交付決定が受けられない場合は、契約を締結しない。

1 事業目的

別添「企画提案仕様書」のとおり

2 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

3 事業期間

別添「企画提案仕様書」のとおり

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(注) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務の実施に際して、正副 2 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。
- (7) 当該事業の対象となる業務内容や納入期限を履行できる専門的な技術・手法、情報、経験実施体制が十分な者であること。
- (8) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) 過去に 2 回以上、同規模の官公需事業の受託実績を有すること。

5 応募手続及びスケジュール

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式 web サイトへの掲載による配布に代える
- ① 掲載期間：令和 8 年 4 月 6 日(月)～令和 8 年 4 月 17 日(金)
 - ② 掲載場所：沖縄県公式 web サイト「公募・入札」、「文化振興課」サイト
- (2) 応募に係る質問事項受付期間
- 令和 8 年 4 月 6 日(月)～令和 8 年 4 月 13 日(月) 17:00 まで。質問は別添の【様式 10】令和 8 年度「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務質問書によって行うこと。
- 質問は Email で受け付けます（日本語のみ）。回答は全て当課ホームページに掲載いたします。なお、審査等に関するお問い合わせには応じられません（Email、電話番号は 11 に掲載）。
- （最終回答は令和 8 年 4 月 15 日(水)までに行う）
- (3) 応募申請書及び企画提案書等の提出期間

- ①提出期間：令和8年4月6日(月)～令和8年4月17日(金)17:00 必着
- ②提出場所：11 に掲載。持参または郵送により提出。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。
- ③提出書類：6 に定める書類

6 提出書類等

- (1)企画提案応募申請書 【様式1】
- (2)企画提案書 【様式2】
- (3)会社概要表（組織図、業務内容、資格等） 【様式3】
- (4)積算書 【様式4】
- (5)スケジュール表 【様式5】
- (6)執行体制 【様式6】
- (7)実績書 【様式7】
- (8)申請受理票 【様式8】
- (9)誓約書 【様式9】
- (10)共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）
 - ※(3)、(7)について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出
 - ※(7)については、専任担当者の業務実績も記載すること
 - 提出部数 (1)～(7) 9部（正本1部、副本8部）
 - (8) 1部（提出書類受理確認後、当該受理票は返戻する）
 - (9) 1部

7 見積要件

今回の企画提案にあたっては、14,907 千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

8 選定方法

応募のあった提案については、文化振興課において第一次審査（書類審査）を行う。その後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い、入選者を選定する。

- (1) 第一次審査結果通知：令和8年4月21日(火)
 - 結果はメールにて通知すると共に、文書を送付する。プレゼンテーションの日時・場所は、第一次審査結果通知時にあわせて連絡する。非選定事業者には、結果のみを通知する。
- (2) 第二次審査：日時・場所は未定のため、第一次審査通知時に連絡する。
 - 場所は、一次審査結果にて通知する。なお、審査会場への入場者は3名以内とする。また、プレゼンテーションは提出書類（企画提案書等）に基づき説明することとし、資料の追加及びプロジェクター等の機器の使用は認めない。
- (3) 選定結果通知：令和8年5月1日(金)（予定）

9 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関しては必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

10 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④募集要領に違反すると認められる場合
 - ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑥その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1 事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）あたり、提案は 1 件とする。

※契約保証金について(抜粋)

第 101 条地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団

- 体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6)随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 しまくとうば普及推進室 担当：高良
TEL：098-894-7882
E-mail：takarahi@pref.okinawa.lg.jp